

青森県報

第五百九十八号

令和五年
四月十二日
(水曜日)

目次

出先機関

○土地改良区の役員の内任……………(上北地域) ……

○土地改良区の役員の内任……………(同) ……

教育委員会

○県文化財の指定……………(文化) ……

正誤

○令和五年三月三十一日号外第三十六号公営企業中……………(整備企画課) ……

出先機関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年四月十二日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

役員の内任	氏名	住	所	就任の年月日
-------	----	---	---	--------

理事

川口 浩之

上北郡おいらせ町下屋敷一三九の一

令和五年三月二七

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年四月十二日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

役員の内任	氏名	住	所	退任の年月日
〃	理事 平館 元秀	十和田市大字相坂字高見九八の一		令和五年三月三
〃	佐藤 健一	大字切田字半在池三の一		〃
〃				〃

教育委員会

青森県教育委員会告示第四号

青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第四条第一項、第二十四条第五項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定し、県技芸の保持者に追加認定し、及び県有形民俗文化財に指定する。

令和五年四月十二日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
----	----	----	-----	-----

県重宝	絹本着色阿弥陀如来像	一幅	弘前市大字新寺町一六五	宗教法人 法源寺
県重宝	刊本「自然真言道」	三卷	八戸市大字糠塚字下道二の一	八戸市

二 県技芸の保持者に追加認定するもの

種別	名称	保持者住所	保持者
県技芸	根笹派大音笹流錦風流尺八	弘前市大字豊原二丁目一三の一七	ベラランド ジョン ニコラス

三 県有形民俗文化財に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県有形民俗文化財	熊野本地絵巻 附 模写	二巻 二点	下北郡東通村大字田屋字 家ノ上二九の二	東通村

正 誤

整備企画課

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
令和五・三三 号外第三六号	公営企業 管理規程	第七号	一	下	一	第八号	第二号
	公営企業 管理規程	第八号	一	下	後ろから七	第八号	第三号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭